

広島県水道企業団設立準備協議会（第1回）の開催結果について

企業団設立準備担当

1 要旨

令和3年4月26日付けで締結した「広島県における水道事業の統合に関する基本協定」（別紙1）に基づき「広島県水道企業団設立準備協議会（以下：準備協議会）」を開催したので、その結果を報告する。

2 開催概要

- (1) 日 時：令和3年4月26日（月）13:00～13:45
- (2) 会議方式：Web会議
- (3) 出席者：知事，竹原市長，三原市長，府中市長，三次市長，庄原市長，東広島市長，廿日市市長，安芸高田市長，江田島市長，熊野町長，安芸太田町長，北広島町長，大崎上島町長，世羅町長，神石高原町長
- (4) 資料：別紙2 広島県水道企業団設立準備協議会について
別紙3 運営方法について
※当日資料から抜粋（資料全体については、県ホームページで公開中）

3 議事概要

【決定事項】

- 首長（会長：知事）を構成員とする準備協議会の設置について了承を得た。
- 令和4年11月の企業団設立に向け（事業開始：令和5年4月）、企業団規約及び事業計画等を、準備協議会で策定・決議することについて了承を得た。

【その他の意見・要望】

- 事業計画の策定に当たっては、市町からの意見をよく聞いた上で、その意見を適切に反映してほしい。
- 準備協議会での検討状況は、適宜、議会に経過を報告する必要があるため、スケジュールを考慮して進めてほしい。
- これまで、各市町で水源開発・組織運営など様々な取組をしてきており、早期の統合は困難かもしれないが、水は県民共通の資産という理解の中で、最終的には、全市町が統合に参加するよう合意を求めていく必要がある。
- 簡易水道事業については、統合により、体制強化などのメリットはあるものの、財政面でのメリットが弱いと感じている。また、上流域で水源を守る役割がある一方、人口が少ない地域は、一人ひとりの負担が大きくなることも踏まえ、県として支援策を検討してほしい。
- 事業計画においては、統合メリットが、より明確になるようにしてほしい。

4 今後の進め方

引き続き、準備協議会において、企業団設立に向けた企業団規約及び事業計画等の策定に向けた検討を進めていく。

広島県における水道事業の統合に関する基本協定

広島県、竹原市、三原市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、熊野町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町（以下「構成団体」という。）は、水道事業の統合について、次のとおり基本協定を締結する。

（統合の目的）

第1条 健全な経営基盤を確立し、地方公共団体の責務として、将来にわたり、安全・安心な水を適切な料金で安定供給できる水道システムを構築することを統合の目的とする。

（定義）

第2条 この基本協定において、統合する水道事業とは、構成団体が経営する事業のうち、次の各号に掲げる事業をいう。

- (1) 水道法第3条第2項に規定する水道事業
- (2) 水道法第3条第3項に規定する簡易水道事業
- (3) 水道法第3条第4項に規定する水道用水供給事業
- (4) 工業用水道事業法第2条第4項に規定する工業用水道事業

（統合の時期）

第3条 水道事業の統合の時期は、令和5年4月1日を目途とする。

（統合の方法）

第4条 水道事業の統合の方法は、現行の事業ごとに経理を区分し別料金とする経営統合によるものとする。

（経営の主体）

第5条 経営の主体は、地方公営企業法第39条の2の規定による企業団又は広域連合企業団（以下「企業団」という。）とする。

（運営体制）

第6条 事業開始時の運営体制は、地方自治法第292条において準用する同法第252条の17第1項の規定により、構成団体が企業団へ職員を派遣することで、これを維持する。

（資産等）

第7条 構成団体が水道事業の用に供している資産、負債及び資本は、企業団に無償で引き継ぐものとする。

2 剰余金等の資金は、現行の事業ごとに区分管理し、他事業に流用しないものとする。ただし、貸付の場合は、この限りでない。

(準備協議会)

第8条 構成団体は、水道事業の統合に向けた検討及び準備を円滑に行うため、令和3年4月を目途に、構成団体の各首長を構成員とする企業団の設立を検討及び準備するための協議会（以下「準備協議会」という。）を設置する。

2 準備協議会の会議は、原則として、公開により行うものとする。

3 準備協議会の事務局は、広島県企業局内に設置する。

4 構成団体は、準備協議会の運営に必要な経費を負担するものとする。

5 構成団体は、統合への参画が困難と判断した場合は、準備協議会を脱退することができる。

6 構成団体は、前項の規定により準備協議会を脱退する場合は、原則として、準備協議会で負担した経費については、返還請求できないものとする。

(統合の事業計画)

第9条 統合の事業計画は、準備協議会において、広島県水道広域連携推進方針及び本協定に基づき、別紙記載の調整事項について検討を行い、策定するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、構成団体が協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書16通を作成し、各自1通を保有する。

令和3年4月26日

広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

竹原市

代表者 竹原市長 今 榮 敏 彦

以降、14市町長名

広島県における水道事業の統合に関する調整事項

区 分		調整事項
組織・職員	組織	・運営組織，執行機関，事務局，議会，監査委員，苦情処理，附属機関
	職員	・職員定数，職員の身分，給与，退職手当，勤務条件，社会保険，福利厚生
業務運営	企画総務業務	・条例・規程，文書事務，任用，人事評価，職員研修，公務災害補償，安全衛生，労使協定，予算・決算，収入・支出，出納取扱金融機関，収納取扱金融機関，入札・契約（物品，役務），庁舎等の使用，物品管理，貯蔵品管理，固定資産管理，経営計画，水道統計，決算統計，事業年報，広報，情報公開，個人情報保護，内部統制
	営業業務	・窓口，給水受付，検針，調定，収納，滞納整理，水道料金
	給水装置業務	・窓口，構造・材質の基準，給水装置工事，加入負担金，設計審査手数料，工事検査手数料，指定給水装置工事事業者の指定，水道メーター管理
	運転監視・保全業務	・取水施設，浄水施設，送配水施設，管路
	水質検査業務	・水質検査，水安全計画，水質検査計画
	危機管理	・防災計画，事故マニュアル，業務継続計画，緊急時応援協定，応急資機材
	情報システム	・セキュリティポリシー，ネットワーク，PC端末，グループウェア，ホームページ，各種システム
	施設整備	・工事管理，入札・契約（測量設計，工事），アセットマネジメント，施設の再編整備，水道未普及地域の整備
財政運営	財政方針	・会計，財政規律，国交付金，一般会計繰入金
	受水費	・受水費の取扱い
	資産等	・資産等の取扱い
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易水道事業・公営小規模水道（給水人口100人以下）・下水道事業の取扱い ・DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進 ・準備協議会設置後の参画希望市町に対する参画に必要な条件 	

※ 上記のほか，必要な調整事項について検討を行う。

広島県水道企業団設立準備協議会について

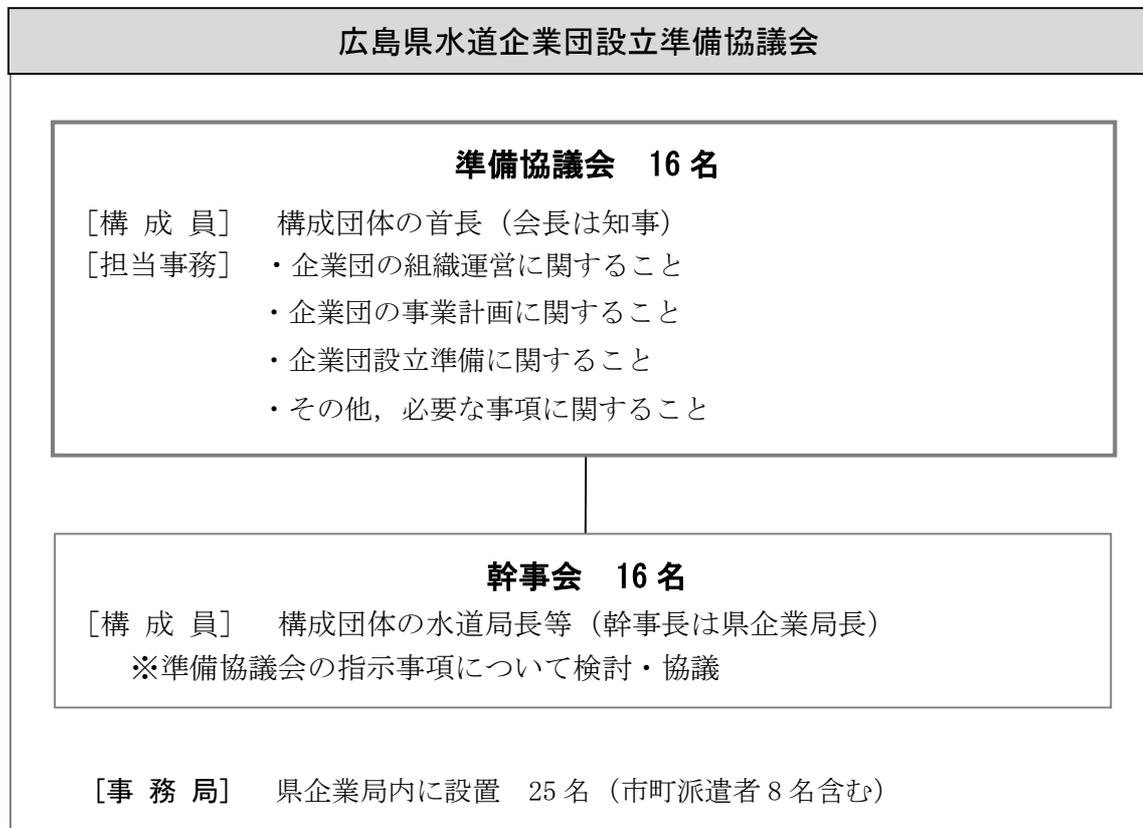
1 要 旨

企業団の設立を検討及び準備するため、広島県水道企業団設立準備協議会（以下「準備協議会」という。）を設置する。

2 準備協議会の運営体制

広島県水道企業団設立準備協議会規約（別紙）に基づき、次のとおりとする。

- ・ 構成員は、構成団体の首長、会長は知事
- ・ 担当事務は、企業団の組織運営、事業計画及び設立の検討準備等
- ・ 準備協議会の下に、水道部局長等で構成する幹事会を設置、幹事長は県企業局長
- ・ 事務局は、県企業局内に設置



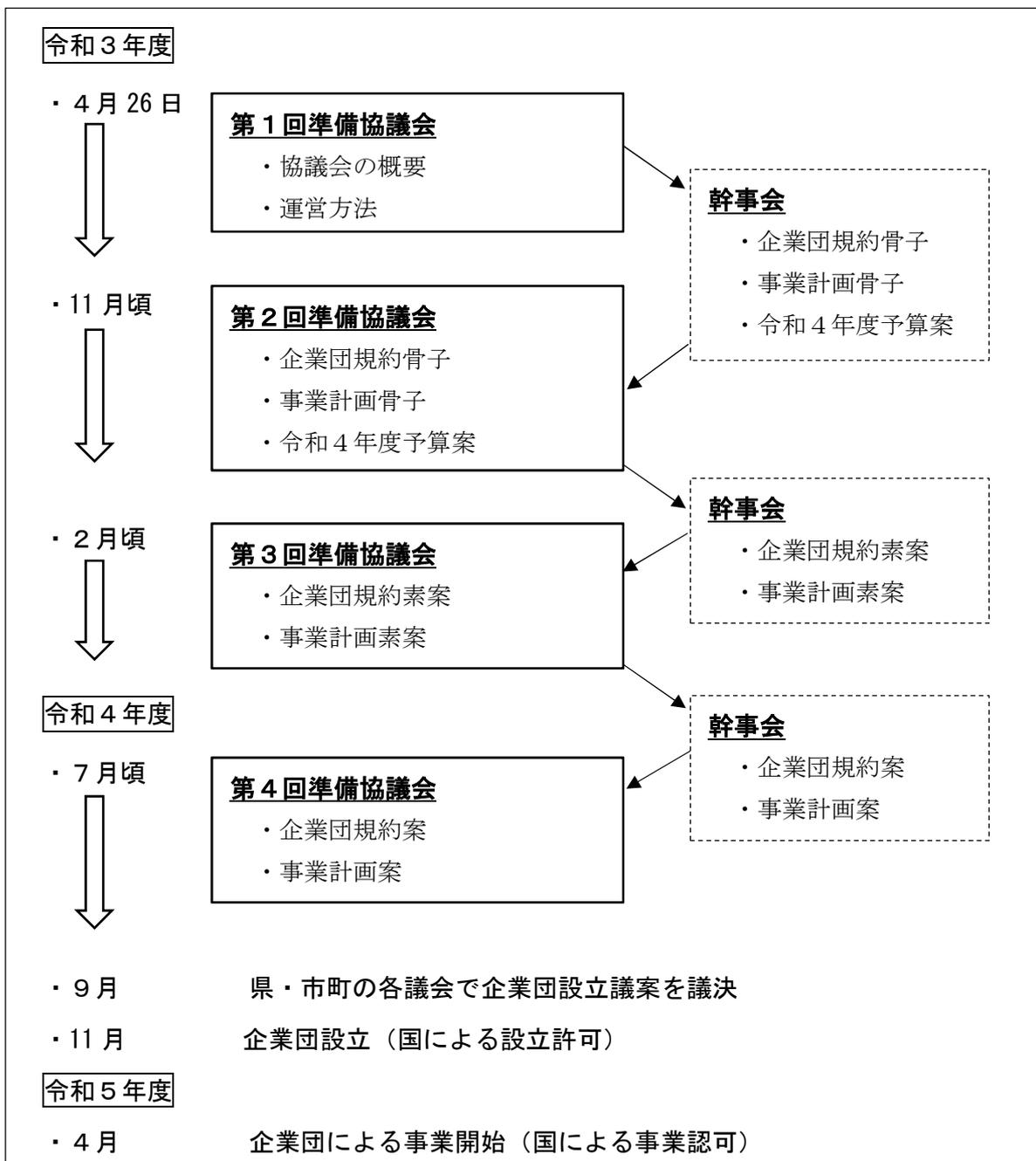
運営方法について

1 要旨

準備協議会の運営を円滑に行うため、運営方法を次のとおり定める。

2 運営方法（案）

- 企業団の規約及び事業計画等については、準備協議会で協議を行いながら、段階的に策定する。（4回開催）
- 企業団の規約及び事業計画等については、準備協議会の決議をもって決定する。



水道事業の統合に向けたスケジュール（案）

項目	R3年度												R4年度												R5年度															
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5														
水道企業団設立準備協議会 (準備協議会 ● 幹事会 ○)	● 基本協定締結 ・協議会の概要 ・運営方法						○ ● ・企業団規約骨子 ・事業計画骨子 ・R4年度予算案			○ ● ・企業団規約素案 ・事業計画素案						○ ● ・企業団規約案 ・事業計画案																								
企業団設立 ・名称, 企業長, 議会, 監査委員の検討 ・企業団規約の検討 ・企業団設立許可申請(総務省)	名称, 企業長, 議会, 監査委員の検討, 企業団規約の検討												設立許可申請書の検討												許可申請		● 企業団議会 条例, 予算の議決													
事業認可 ・水道事業認可申請(厚労省) ・工業用水道事業開始届出(経産省)	水道事業認可申請書, 工業用水道事業開始届出書の検討												厚労省・経産省事前協議												認可申請															
事務局 ・本部及び現地機関の組織, 位置, 職務分掌の検討	事務局組織等の検討												本部設置準備												現地機関設置準備															
職員 ・定数, 給与, 勤務条件, 福利厚生等の検討	定数, 給与, 勤務条件等の検討												市町・県職員の派遣手続																											
条例・規程 ・条例・規程の検討	条例・規程の検討																								○ 公布, 公告															
業務運営 ・企画総務, 営業(水道料金の取扱いを含む), 給水装置, 運転監視・保全, 水質管理の業務の体制, 運用方法の検討	各業務の体制, 運用方法の検討												各業務の引継ぎ																											
情報システム ・ネットワーク, PC 端末の検討 ・グループウェア, ホームページ, システム(総務事務, 人給, 財務会計, 文書管理, 例規)の検討	仕様書の検討												発注												システム構築, データ移行, テスト		○ HPの開設													
施設整備 ・再編整備実施計画の検討 ・水利権継承手続(国交省)	再編整備実施計画の検討																								○ 国交付金 ・R5実施要望		許可申請													
財政運営 ・財政方針, 収支計画の検討 ・受水費, 資産の取扱いの検討	財政運営の検討												企業団予算案編成																											
【参考】市町・県の手続													●2月議会 ・R4年度予算(負担金, 工事費)												●9月議会 ・企業団設立議決												●12月議会 ・企業団議会議員選挙		●2月議会 ・水道事業等の条例規程廃止	
	○ 国交付金 ・R4概算要望												○ 国交付金 ・R4実施要望												○ 国交付金 ・R5概算要望												交付金事業の実施		※R5年度からは, 企業団が引継ぎ	
																																							事業廃止許可申請	